

町有財産

町有財産売却についてのお知らせ



売却物件の土地（甲佐町大字緑町字中野275番21）

町では、次の物件を売却します。

●売却物件

- ・物件 土地
- ・所在 甲佐町大字緑町字中野275番21
- ・地目 宅地
- ・地積 3388・58平方尺
- ・予定価格 50,466,121円（14,893円/平方尺）

●入札参加資格

町内に事業所を設置している法人

●売却条件

本物件は、住宅地開発用地の目的以外に利用できないものとし、購入後3年以内に落札者が分譲を開始し、その区画において建築協定を締結することを条件とします。

●入札説明会

- ・日時 10月21日（金）午前10時
- ・会場 町役場2階会議室

・説明内容など 売却物件の概要や入札参加資格、必要書類の説明、入札申請書や入札書、委任状の様式の配布

●入札参加申し込み受け付け

●申込方法

必要書類を持参または郵送により、町総務課に提出してください。

●受付期間

10月21日（金）～31日（月）
※平日の午前8時30分～午後5時に受け付けます。

●入札

- ・日時 11月9日（水）午前10時
- ・会場 町役場2階会議室

●注意事項

一般競争入札方式を採用し、町が設定した予定価格以上の価格で最高額を提示した入札参加者を落札者とします。

この物件購入は、甲佐町開発行為等指導要綱に基づく事業となりますので、甲佐町開発行為等支援要綱による支援の対象となります。

町総務課 ☎096-234-1111(内線226) ✉klg102@town.kosa.lg.jp

国民健康保険

■国民健康保険の資格に関する届け出を忘れずに

国民健康保険は、職場の健康保険（共済・船員保険も含む）の被保険者およびその被扶養者を除く、すべての人が加入する制度です。

社会保険と国保の両方の被保険者証を持っている人は、国保の資格喪失届が必要です。

また、同じ世帯に会社の健康保険の加入者がいる場合、その保険の被扶養者として認定されることがあります。

扶養認定ができるかどうか、お勤め先に相談してから手続きをしてください。

制度の健全な運用のため、国保資格の適正な適用についてのご理解とご協力をお願いします。

■健康保険の被扶養者の要件

健康保険の被扶養者は、主として被保険者の収入で生計を維持している人で、次の要件に該当する人です。

●被扶養者の範囲

- ①被保険者と同居していてもよい人
 - ・配偶者（内縁関係でもよい）
 - ・子、孫および弟妹
 - ・父母、祖父母などの直系尊属
- ②被保険者と同居していないことが条件の人
 - ・兄弟、伯叔父母、甥姪などとその配偶者
 - ・孫、弟妹の配偶者
 - ・配偶者の父母や子など3親等内の親族
 - ・内縁関係の配偶者の父母と子
 - ・内縁関係の配偶者死亡後の父母と子

●被扶養者の年収の目安

- ①年収130万円未満で、扶養する人の年収の半分未満であること
- ②60歳以上または一定の障がい者の場合は、180万円未満であること

※給与や年金、失業保険などすべての収入が対象となります。

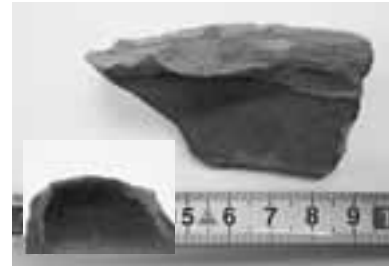
国民健康保険制度の適用適正化について



町住民生活課窓口で手続きを受け付けます

町住民生活課 ☎096-234-1111(内線106) ✉klg205@town.kosa.lg.jp

史跡「陣ノ内館跡」発掘調査レポート#15

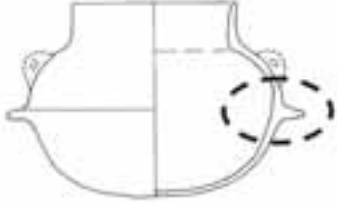


陣ノ内館跡から出土した土器から当時の様子を推測

■発掘した土器から想像が広がる「館跡」の時代背景

皆さん、右の写真の土器は、何に使う道具かお分かりですか。割れて残りが良くないので、一見しただけでは判断が難しい超難問です。

土器片の横に巡らされたつまみの部分は煤（すす）が付着して、下から強く焼かれた様子が確認でき（左下写真）、焼



成時にあまり焼き締められていたため非常にしろい作ります。正解は「茶釜」の一部で、横に出ているつまみは、い

わゆる「羽釜」の羽の部分にあたります。この破片は「陣ノ内館跡」の南側堀から出土したもので、その形や作り方から約500年前のものと考えられます。

今では普通に飲むお茶も、当時としては大変貴重なものでした。お茶が中国から日本に伝わったのは諸説ありますが、約1,200年前に東西や空海、最澄が苗木を持ち帰り栽培した記録が残っており、最初は葉として使われていました。

その後、中国のように高級茶を競って当てる「闘茶」が一時流行し、次第に千利休に代表される「侘び茶」といわれる独自の茶の湯文化へ発展しました。しかし、それも武士など支配階級でのみ行われ、庶民の生活に浸透したのは江戸時代以降になってからです（それでもお茶はぜいたく品でしたので、庶民が茶を飲むことは「慶安御触書」で禁じられていました）。

15世紀末から16世紀は戦国時代、いつ襲うか襲われるか、敵との駆け引きも重要な要素でした。「中世宇土城」でも羽釜が出土しており、茶釜の出土から、当時の「館跡」においても茶の湯が敵との駆け引きに使われたことが分かり、戦々恐々とした当時の状況を推測できます。

町教育委員会社会教育課 ☎096-234-1111(内線324) ✉klg110@town.kosa.lg.jp

■JA上益城での取り組み

平成11年に、男女共同参画社会基本法の制定ならびに基本計画が国から示され、甲佐町においても平成22年度に「甲佐町男女共同参画計画」が策定されました。男女が均等に政治的、社会的、文化的利益を享受し、共に責任を負い、真に豊かで活力ある町づくりに取り組みことは大変意義深いことと思います。

地域農業における男女共同参画状況を見ますと、上益城農協組合員については、現在9,800人の組合員数であり、その中から528人の総代が選出されています。甲佐地区においては、組合員数約2,000人で総代110人のうち19人の女性総代が選出され、農協経営の意志決定に携わっています。熊本県男女共

男女共同参画社会へのJA上益城の取り組み



JA上益城女性部甲佐支部のみそづくり

同参画推進条例では、第18条に「農山漁村における男女共同参画社会の形成の促進」を掲げています。そのため、JA総合三ヶ年計画を策定し、女性理事および女性総代の選出を推進してきた成果ではないかと思えます。また、JA甲佐女性支部活動においても、甲佐支部会員約1000人が、自ら企画・立案・意志決定とすべてに参加し、農協事業の牽引役を果たしています。

なかでも、「農協とれたて市場出荷協議会」には、ほとんどの女性部員が参加しています。農協販売事業に女性組織が参画することで、需要が安定し、消費者層が拡大し、販売額は年々増加しています。これにより農家の現金収入源として女性の経済的な自立を高め、参画社会の促進に貢献しています。このほか、地域行事への参加、各種研修会の開催なども積極的にを行い、会員同士の親睦（しんぼく）を深めながら会員数の増加に取り組んでいます。

このように農業においては、地域社会での男女共同参画運動を進めるために、女性の参画を支援し、職場などにおいては、管理職への登用促進を行い、男女が豊かな個性と能力を発揮できる社会環境づくりを積極的に推進していきます。

町住民生活課 ☎096-234-1111(内線102) ✉klg106@town.kosa.lg.jp